

平成27年台風被害等対策農業資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、平成27年台風被害及び平成28年大雪被害（以下「平成27年台風被害等」という。）により、農業収入の減少又は農業生産施設等の損壊の被害を受けた農業者に対し、収入減の補てん、経営再建又は農業生産施設等の復旧等に必要な平成27年台風被害等対策農業資金（以下、「平成27年台風被害等対策資金」という。）の融通について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において平成27年台風被害等対策資金とは、平成27年台風被害等による収入減の補てん、経営再建又は農業生産施設等の復旧等のための資金を第3に掲げる者が借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給又は利子助成を行い、県がその経費の一部を助成する次の1から5に掲げる資金をいう。

- 1 平成27年台風被害等対策セーフティネット資金（以下「台風被害等対策セーフティネット資金」という。）

農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金

- 2 平成27年台風被害等対策緊急資金（以下「台風被害等対策緊急資金」という。）

第3に掲げる者に第4の1に掲げる融資機関が融通する資金

- 3 平成27年台風被害等対策農業近代化資金（以下「台風被害等対策近代化資金」という。）

農業近代化資金融通法（昭和36年11月10日法律第202号）第2条第3項に定める資金

- 4 平成27年台風被害等対策農業経営基盤強化資金（以下「台風被害等対策基盤強化資金」という。）

農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）に定める資金

- 5 平成27年台風被害等対策農林漁業施設資金（以下「台風被害等対策施設資金」という。）

日本政策金融公庫法第11条第1項第1号に定める資金

第3 貸付対象者

- 1 平成27年台風被害等対策資金の貸付対象者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 本災害による減収量が平年収量の30パーセント以上で、かつ、減収による損失額が平年農業収入の10パーセント以上である、又は10パーセント以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明を受けていること。
- (2) 農業生産施設等の復旧等の事業に要する資金の借入を希望する場合は、本災害により当該施設等が農業生産に支障を来す程度の被害を受けていること及び本災害対策として実施する事業である旨の市町村長の証明を受けていること。

- 2 台風被害等対策近代化資金の貸付対象者は、熊本県農業近代化資金融通措置要項第2の1の(1)及び(4)のうちア、コに掲げる者に限る。

第4 融資機関

平成27年台風被害等対策資金の融資機関は、次のとおりとする。

なお、1の(3)の融資機関の指定については、知事は指定を希望する銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「銀行等」という。）から提出される融資機関指定申請書（別記第1号様式）を審査し、適当と認めたとときに行うものとし、その後知事は銀行等に融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

また、2の融資機関については、県と農業近代化資金に係る利子補給契約を締結した者に限る。

1 台風被害等対策緊急資金

- (1) 農業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 台風被害等対策近代化資金

- (1) 農業協同組合
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行、信用金庫及び信用協同組合

3 台風被害等対策セーフティネット資金、台風被害等対策基盤強化資金及び台風被害等対策施設資金

- (1) 日本政策金融公庫及び同公庫の委託金融機関

第5 貸付条件

1 台風被害等対策セーフティネット資金の貸付条件

- (1) 台風被害等対策セーフティネット資金に係る貸付けの条件は、次の定めによるものとする。

日本政策金融公庫の貸付基準

- (2) 貸付利率等

別表1(1)に定めるものとする。

- (3) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

2 台風被害等対策緊急資金の貸付条件

台風被害等対策緊急資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者

農業所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1000万円以上）である農業者

- (2) 貸付対象経費

- ① 減収補てん費
- ② 農業経営の維持・継続に必要な経費

- (3) 貸付限度額

1,000万円

なお、原則として、減収補てん分を上限とするが、必要と認める場合はこの限りでない。

- (4) 貸付利率等

別表1(1)に定めるものとする。

(5) 償還期限及び据置期間

償還期限10年（うち据置期間3年）以内とする。

(6) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

3 台風被害等対策近代化資金、台風被害等対策基盤強化資金及び台風被害等対策施設資金の貸付条件

(1) 各資金に係る貸付けの条件は、次の要綱等の定めによるものとする。

① 台風被害等対策近代化資金

熊本県農業近代化資金融通措置要項

② 台風被害等対策基盤強化資金

日本政策金融公庫の貸付基準

③ 台風被害等対策施設資金

日本政策金融公庫の貸付基準

(2) 貸付利率等

別表1(2)に定めるものとする。

(3) 償還方法

元金均等年賦償還とする。

第6 利子補給等の期間

1 台風被害等対策セーフティネット資金及び台風被害等対策緊急資金

利子補給及び利子助成期間は、貸付実行日から3年以内とする。

2 台風被害等対策近代化資金、台風被害等対策基盤強化資金及び台風被害等対策施設資金

利子補給及び利子助成期間は、貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の助成

1 県は、市町村が融資機関に対し本資金に係る利子補給金又は利子助成金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表1(1)及び別表1(2)に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。

2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、第6に定める利子補給又は利子助成の期間と同期間とする。

第8 借入手続等

1 台風被害等対策緊急資金及び台風被害等対策近代化資金

(1) 借入希望者は、資金ごとに別表2に定める書類を融資機関の長に提出するものとする。なお、熊本県農業信用基金協会の債務保証を希望する者は、当該協会の定める債務保証委託申込書を併せて提出するものとする。

- (2) 第4の1に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成27年台風被害等対策資金利子補給承認申請書(別記第5号様式)に当該書類を添えて、市町村長に提出するものとする。
 - (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成27年台風被害等対策資金補助対象事業承認申請書(別記第6号様式)に当該書類の写しを添えて、管轄の広域本部長又は広域本部地域振興局長(以下「振興局長等」という。)に提出するものとする。
 - (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成27年台風被害等対策資金補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)を市町村長に交付するものとする。
 - (5) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、平成27年台風被害等対策資金利子補給承認通知書(別記第8号様式)を融資機関の長に交付するものとする。なお、台風被害等対策緊急資金の場合は、平成27年台風被害等対策緊急資金事業計画承認通知書(別記第9号様式)を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。
 - (6) 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに平成27年台風被害等対策資金貸付実行報告書(別記第10号様式)を、市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
 - (7) 融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに平成27年台風被害等対策資金特例償還等報告書(別記第11号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。
- 2 台風被害等対策セーフティネット資金、台風被害等対策基盤強化資金及び台風被害等対策施設資金
- (1) 借入希望者は、資金ごとに別表2に定める書類を融資機関の長に提出するものとする。
 - (2) 借入希望者は、融資機関から融資決定を受けたのち、平成27年台風被害等対策資金利子助成承認申請書(別記第5-2号様式)に農業被害程度等証明書(別記第3号様式)及び融資決定通知書等の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
 - (3) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成27年台風被害等対策資金補助対象事業承認申請書(別記第6号様式)に当該書類の写しを添えて、振興局長等に提出するものとする。
 - (4) 振興局長等は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、平成27年台風被害等対策資金補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)を市町村長に交付するものとする。
 - (5) 市町村長は、前項の通知を受けたときは、速やかに借入希望者に平成27年台風被害等対策資金利子助成承認通知書(別記第8-2号様式)を交付するものとする。
 - (6) 利子助成承認を受けた者は、助成対象資金の貸付けの実行を受けたときは、平成27年台風被害等対策資金貸付実行報告書(別記第10-2号様式)を市町村長を経由して振興局長等に速やかに提出するものとする。
 - (7) 利子助成承認を受けた者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに平成27年台風被害等対策資金特例償還等報告書(別記第11-2号様式)を市町村長を経由して振興局長等に提出するものとする。

第9 資金の貸付期間等

本資金に係る市町村の利子補給等承認及び県の補助対象事業承認は、原則として平成28年8月31日までにを行うものとし、貸付実行は平成28年12月31日までにを行うものとする。

第10 他規程との調整

- 1 台風被害等対策近代化資金及び台風被害等対策基盤強化資金に係る経営改善資金計画書の認定及び融資の審査等の手続は、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領の規定によらず、本要項に定めるところによる。
- 2 台風被害等対策近代化資金及び台風被害等対策基盤強化資金に係る経営改善資金計画書については、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領第6条第3項の規定に関わらず、すべて簡素化様式を使用することができるものとする。

第11 その他

この要項に定めるもののほか、平成27年台風被害等対策資金の融通に必要な事項は、熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領、農林漁業セーフティネット資金実施要綱、熊本県農業近代化資金融通措置要項、農業経営基盤強化資金実施要綱及び日本政策金融公庫の貸付基準の定めによるものとする。

附 則

この要項は平成27年11月2日から施行し、平成27年8月25日から適用する。

附 則

この要項は平成28年2月4日から施行する。